

卷 末 資 料

用語の解説

-あ行-

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるように支援や援助を行うこと。

-か行-

家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したものだ。一人の女性が一生の間に出産する平均の子ども数とみなされる。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

子ども・子育て支援新制度

平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見守り隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

こども110番の家

「こども110番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求められることができる地域の協力家庭や事業所等。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の養護と子どもと家

庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

高齢者、障害のある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

地域福祉活動支援センターなどを拠点に、地域づくりや制度の狭間や複合的な課題の対応などを行っている。また、福祉なんでも相談のバックアップや地域福祉ネットワーク会議の運営などを通じて、新たな仕組みづくりなども行っている。

-さ行-

主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

新・放課後子ども総合プラン

平成30年(2018年)9月、文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までのプラン。

「放課後こどもクラブ」と「地域子ども教室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小1の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

-た行-

地域教育力

地域の住民や自然、施設などの環境が心身両面の成長や発達に与える影響力

-な行-

認定こども園

就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型(①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型)がある。

①：平成26年度(2014年度)までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成27年度(2015年度)からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型

②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型

③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型

④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

-は行-

ピアサポート

当事者・元当事者同士による「体験を共有し、ともに考える」仲間としてのサポートのこと。

ヤングケアラーにおいては、多様な悩みに対し、同世代のヤングケアラーや元ヤングケアラー等に話をきいてもらったり、経験談を聞くことで、安心感を得られたり、様々な選択肢が見

えたりする。

-ら行-

レスパイトサービス

家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

-わ行-

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

ご意見・ご感想をお寄せください

この報告書へのご意見・ご感想を募集します。いただいたご意見等は、次年度以降の計画の推進において各事業などの改善へとつなげるために、活用させていただきます。

今後の豊中市における子育て・子育て支援施策の推進のため、ご協力をお願いいたします。

●対象者

豊中市に在住か在勤・在学する人。

●提出方法

ご意見は、別添の用紙に記入のうえこども政策課あて、ファックスか郵便、または電子メールでお送りください。直接、お持ちいただいても結構です。

●提出先

郵送・持参の場合：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3階

豊中市こども未来部こども政策課

(持参の場合は平日8:45~17:15の間)

ファックスの場合：06-6854-9533 豊中市こども未来部こども政策課

電子メールの場合：kodomom@city.toyonaka.osaka.jp

●記入項目

名前、性別、年齢、連絡先（住所・電話番号・ファックス・メールアドレス等）、ご意見

●提出期間

令和5年（2023年）10月2日（月）～令和5年（2023年）11月17日（金）必着

●資料の設置場所

◇豊中市役所（第二庁舎3階こども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー）、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センター（16か所）、市民活動情報サロン、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、とよなか都市創造研究所、生活情報センターくらしかん、図書館（8か所）、公民館（4か所）、青年の家いぶき、教育センター、少年文化館（2か所）、文書館でご覧いただけます。

◇市のホームページからもご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

●意見提出上の注意

あなたから提出されたご意見等は、名前、連絡先等を除き、公表されることがあることをあらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

なお、ご意見等に対し、個別には回答いたしかねますので、その旨ご了承ください。

●問合せ

豊中市こども未来部こども政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 （電話：06-6858-2259）

こどもすこやか育みプラン・とよなか令和4年度（2022年度）事業実施報告書
への ご意見・ご感想

豊中市こども未来部こども政策課 あて

FAX：06-6854-9533

令和5年（2023年）11月17日（金）必着

Email：kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

*電子メールの場合は件名を「事業実施報告書への意見」とし、本文に下記の事項を記載してください。

名 前	連 絡 先 (電話・メールアドレス等)				
住 所	性 別	男・女	年 齢	歳	
1. 令和4年度（2022年度）の事業実施状況について《5～94ページ》					
2. 審議会評価・意見に対する市の考え方について《95～98ページ》					

ご協力ありがとうございました。

**第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和 4 年度(2022 年度)事業実施報告書**

令和 5 年(2023 年)10 月
豊中市こども施策推進本部会議事務局
豊中市 こども未来部 こども政策課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533
